

第 2 2 節 その他

問 1 規則第 12 条第 1 項第 8 号ハに記載の「消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの」とは、どのような防火対象物か。

答 1 規則第 12 条第 1 項第 8 号ハに記載の「消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの」とは、同号ハ（イ）、（ロ）又は（ハ）に掲げる防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物以外の防火対象物とする。

- （１）共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例を適用している共同住宅等又は特定共同住宅等
- （２）防火対象物の利用、管理等の状況から消防用設備等の特例が適用され、集中監視すべき消防用設備等が設置されていない防火対象物
- （３）防災センター等において、各消防用設備等の作動状況等を確認することができる防火対象物

※「令和 3 年 7 月 1 日 3 消総第 758 号（部内通知）」参照

問 2 防火対象物のテナントが撤退し、空きテナントになった場合の取扱いについて。

答 2 原則、空テナントを 15 項として設備規制を行うが、既設の設備が任意設置となる場合についても、既設の設備を継続して設置、維持管理するよう指導すること。（後に入居するテナント又はテナントの変更によっては、再度義務設置になる可能性があるため）

また、撤退したテナント部分の設備の撤去する場合は、「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について（平成 12 年消防予第 74 号）」により、必要な措置を講じ、「消防用設備等特例適用願出書」を提出させること。

なお、スケルトン部分は無用途とし、延べ面積から除いた面積を規制面積とする。

例）区画内からの電気配線の撤去

区画内からのガス配管の撤去

区画内の物品の撤去

区画内への立ち入り制限（施錠等）